様式第７号（第４条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

督　　　促　　　状

　住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　粕屋町長　　　　　　　　　印

　さきに、あなたに対して　　　　年　　月　　日付第　　　　　号で過料処分通知書により通知した下記の金額は、納付期限（　　　　年　　月　　日）までに完納されていませんので、至急納付してください。

　指定期限を過ぎても完納されないときは、地方税滞納処分の例により、財産の調査及び差押えを実施し、徴収することができる旨を併せて通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　年度 |
| 金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 納付目的 | 　　　　　　　　　　過　　　料　 |
| 指定期限 | 　　　　　　　年　　　　　月　　　　　　日 |
| 納付場所 | 　　粕屋町公金収納取扱店 |
| （教示）1 審査請求について 　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、粕屋町長に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。 2 取消訴訟について 　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、粕屋町を被告として(訴訟において粕屋町を代表する者は粕屋町長となります。)、提起することができます。 ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 |